

令和7年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R7. 4. 1	R7. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅標準設計単価表（建築）令和6年4月1日</li> <li>・都営住宅標準設計単価表（電気）令和6年4月1日</li> <li>・都営住宅標準設計単価表（機械）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔東京17区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔足立区・葛飾区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔練馬区・板橋区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔目黒区・世田谷区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔西多摩地区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔東多摩地区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔町田市〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表（電気）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表（機械）令和6年4月1日</li> <li>・建築単価歩掛（17区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（足立区・葛飾区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（練馬区・板橋区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（目黒区・世田谷区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（西多摩地区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（東多摩地区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（町田市）（令和6年4月1日）</li> <li>・電気単価歩掛（令和6年4月1日）</li> <li>・機械単価歩掛（令和6年4月1日）</li> </ul>	※	1														住宅政策本部 住宅企画部 技術管理課
2	R7. 4. 4	R7. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都営住宅標準設計単価表（建築）令和6年4月1日</li> <li>・都営住宅標準設計単価表（整備・区部版）令和6年4月1日</li> <li>・都営住宅標準設計単価表（再生骨材コンクリート（整備用））（区部・多摩版）令和6年4月1日</li> </ul>	※	1													住宅政策本部 住宅企画部 技術管理課	
3	R7. 4. 10	R7. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築単価歩掛（17区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（足立区・葛飾区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（練馬区・板橋区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（目黒区・世田谷区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛（西多摩地区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛け（東多摩地区）（令和6年4月1日）</li> <li>・建築単価歩掛け（町田市）（令和6年4月1日）</li> <li>・電気単価歩掛け（令和6年4月1日）</li> <li>・機械単価歩掛け（令和6年4月1日）</li> <li>・都営住宅標準設計単価表（建築）令和6年4月1日</li> <li>・都営住宅標準設計単価表（電気）令和6年4月1日</li> <li>・都営住宅標準設計単価表（機械）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔東京17区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔足立区・葛飾区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔練馬区・板橋区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔目黒区・世田谷区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔西多摩地区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表〔東多摩地区〕（建築・整備）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表（電気）令和6年4月1日</li> <li>・一次単価表（機械）令和6年4月1日</li> </ul>	※	1														住宅政策本部 住宅企画部 技術管理課
4	R7. 2. 14	R7. 4. 11	第0505号小笠原沖村第3団地造成工事その2 ・契約書	24	1								1					印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 施設整備課
5	R7. 2. 14	R7. 4. 11	(1) 母島の都営住宅建設に関する工事の入札の状況 (2) 母島の都営住宅建設に関する工事の入札の仕様書 (3) 完全週休二日制の状況															本件請求にかかる公文書は、東京都電子調達システム、東京都公文書情報公開システムにより閲覧に供しているため。	住宅政策本部 都営住宅経営部 施設整備課
6	R7. 4. 1	R7. 4. 15	令和7年度定期購読図書類年間登録一覧表	※	1														住宅政策本部 住宅企画部 総務課

## 令和7年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
7	R7.4.2	R7.4.16	東京都知事（〇）第〇〇号〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (5) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (6) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (7) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	※		1				1	1	1						・（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 ・（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
8	R7.4.2	R7.4.16	東京都知事（〇）第〇〇号〇〇株式会社に係る宅地建物取引業者免許申請書（令和〇年〇月〇日受付第〇〇号）。ただし、履歴事項全部証明書を除く。	※		1				1	1	1						・（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 ・（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
9	R7.2.19	R7.4.17	都営住宅5M-401東（小笠原清瀬第2）工事 ・契約書	※		1						1						印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 東部住宅建設事務所建設課
10	R7.2.19	R7.4.17	父島の都営住宅建設に 関する工事の入札の状況 仕様書 完全週休二日制の状況 職員住宅の家賃の状況（タイプ別）															本件請求にかかる公文書は、東京都電子調達システム、東京都公文書情報公開システムにより閲覧に供しているため。	住宅政策本部 東部住宅建設事務所建設課
11	R7.4.7	R7.4.18	江古田アパートの移転についてほか	※	1														住宅政策本部 西部住宅建設事務所管理課
12	R7.4.4	R7.4.18	東京都知事（〇）第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	※	1													—	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
13	R7.4.4	R7.4.18	東京都知事（〇）第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	※		1				1	1	1						・（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 ・（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
14	R7.4.7	R7.4.21	東京都知事（〇）第〇〇号株式会社〇〇に係る宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（令和〇年〇月〇日受付第〇〇号）。ただし、履歴事項全部証明書を除く。	※		1												—	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
15	R7.4.7	R7.4.21	東京都知事（〇）第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書 (2) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (5) 令和〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	※		1				1	1	1						・（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課

令和7年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
16	R7.4.9	R7.4.23	東京都知事（〇）第〇〇号有限会社〇〇に係る宅地建物取引業免許申請書（令和〇年〇月〇日受付第〇〇号）。ただし、履歴事項全部証明書を除く。	※		1				1	1	1						・（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 ・（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
17	R7.4.9	R7.4.23	仲介業者・株式会社〇〇及び平成〇年〇月〇日の不動産売買契約における買主・〇〇株式会社（〇〇）について、宅地建物取引業法第35条及び第37条に関する重要事項説明及び書面の交付が実施されたか否かの調査に係る文書							1	1	1						・（7条3号）開示請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにすることで、公文書に係る宅地建物取引業者に対して、宅地建物取引業法違反の疑いによる行政処分又は行政指導を行うか検討したことがあるか否かを明らかにすることになり、業者の事業活動等に何らかの問題があるものとの疑いを生じさせ、業者の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうものと認められる。 ・（7条6号）特定の業者が調査の対象とされているか否かを明らかにすることは、その業者に対する調査の有無を明らかにすることになり、当該業者が対策をとりやすくなるおそれがある。その結果、事務担当課による正確な事実の把握が困難になり、その調査、指導監督等の業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
18	R7.4.17	R7.4.25	1.亀戸七丁目（戻り入居者の抽選順部屋決め会について【重要】、移転先住宅見学会のお知らせ（訂正）) 2.南蒲田一丁目（保証金の納入、鍵及び使用許可書の交付について） 3.本羽田二丁目第4（本羽田二丁目第4アパートの移転について（12号棟）、羽田二丁目第4アパート「建替移転説明会」開催のお知らせ） 4.東糀谷六丁目（東糀谷六丁目アパート（7号棟）の居住者の移転について、「建替移転説明会」開催のお知らせ） 5.幡ヶ谷二丁目第2（保証金の納入及び鍵・使用許可書の交付について） 6.北大塚一丁目（部屋決め抽選会のお知らせ（北大塚一丁目アパート10号棟にお住いの皆様へ）、部屋決め抽選会のお知らせ（北大塚一丁目アパート10号棟にお住いの皆様へ）、部屋決め抽選会のお知らせ（北大塚一丁目アパート10号棟にお住いの皆様へ）、移転先住宅の追加についてお知らせします） 7.荒川七丁目（部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、戻り入居者の部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、戻り入居者の部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、戻り入居者の部屋割り抽選会のお知らせ（重要）、資料の訂正について） 8.平井四・七丁目（臨時粗大ごみ置場の設置について、臨時粗大ごみ置場の設置について） 9.西瑞江第2（西瑞江第2アパート（4期）の移転について（11・12・13・14号棟）、西瑞江第2アパート「建替移転説明会」開催のお知らせ）	※	1														住宅政策本部 東部住宅建設事務所折衝課
19	R7.4.17	R7.4.25	村山団地11ブロック（45～50号棟）にお住まいの方（令和7年5月1日入居許可者の方）へ 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）ほか	※	1														住宅政策本部 西部住宅建設事務所管理課
20	R7.4.18	R7.4.28	東京都知事（〇）第〇〇号〇〇株式会社に係る宅地建物取引業者名簿	1	1													—	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。